

○環境省告示第十一号

土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第六条第二項第二号の規定に基づき、平成十五年三月環境省告示第十七号（地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から適用する。

平成三十一年一月三十日

環境大臣 原田 義昭

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
-----	-----

別表

特定有害物質の種類	測定方法
(略)	(略)
<u>1, 2 - ジクロロエチレン</u>	<u>シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2</u> <u>又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2</u> <u>又は5.3.1に定める方法</u>
(略)	(略)

別表

特定有害物質の種類	測定方法
(略)	(略)
<u>シス - 1, 2 - ジクロロエチレン</u>	<u>規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法</u>
(略)	(略)